スーパー定期貯金<単利型>

(2022年11月29日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<単利型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・定型方式
	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年
	・期日指定方式
	1か月超5年未満
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金
	継続)の取扱いができます。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	●・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし
, , . =	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
(1) 111110000	・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に
	日まての間に到来する頂代目の1年ことの心ヨログの仮わより個別目の後に 分割して支払います。
	7, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 1
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点
	第4位以下切捨て)により計算します。
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手方法	
手 数 料	_
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (4つではない 50分)
	② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
	③ 1年以上3年未満 約定利率×70% おだし、②などが3の利率が解約日における普通時会利率を下回るとき
	ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。
	は、ての音通灯並列挙にようと計算します。 (2)約定した預入期間が3年以上4年未満の場合
	(2)
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

		11.65.55.01
		以上2年6か月未満 約定利率×70%
		6か月以上4年未満 約定利率×90%
		②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その音	普通貯金利率によって計算します。
	(3)約定し	た預入期間が4年以上5年未満の場合
	① 6か月	月未満 解約日における普通貯金利率
		引以上 1 年未満 約定利率×40%
		以上1年6か月未満約定利率×50%
		6か月以上2年未満 約定利率×60%
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%
		6か月以上3年未満 約定利率×80%
		以上5年未満 約定利率×90%
	ただし、②	②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その音	普通貯金利率によって計算します。
	(4)約定し	た預入期間が5年の場合
	① 6か月	
		引以上 1 年未満 約定利率×30%
		以上1年6か月未満約定利率×40%
		6か月以上2年未満約定利率×50%
		るか月以上3年未満 約定利率×70%
		以上 4 年未満 約定利率×80%
		以上5年未満約定利率×90%
		②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その音	普通貯金利率によって計算します。
	・中途解約の場	場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ
	とがあります	」。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解
		リ計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度	• 保護対象	
(公的制度)		当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
(五时前皮)		
		2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
		要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除	要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た kく。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保
苦情処理措置および	すもの)を除	
苦情処理措置および 総角解決措置の内容	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A本支店または信用部(電話:055-223-9
	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A本支店または信用部(電話:055-223-9
	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	すもの)を除 護されます。	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:03-3581-2249)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:03-3581-2249)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:03-3581-2249)東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	すもの)を除 護されます。 苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様の方のお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のたのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のたのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のおのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のおのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。

スーパー定期貯金<複利型>

(2022年11月29日現在)

-t- H t	a delignation of the classic
商品名	・スーパー定期貯金<複利型>
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	• 定型方式
	3年、4年、5年
	・期日指定方式
	3年超5年未満
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金
	継続)の取扱いができます。
預入方法	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円
	以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に
	設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、
	一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続
	の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日
	まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算
	をします。
(4) 124 ^	
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	_
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
1 22/1/1/2017 00 1/2/2017	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	6 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
	9 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通時令利率によって計算します。
	は、その普通貯金利率によって計算します。
	(2) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%

	T
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
	⑦ 3年以上5年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その普通貯金利率によって計算します。
	(3) 約定した預入期間が5年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×30%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
	4 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
	⑦ 3年以上4年未満 約定利率×80%
	⑧ 4年以上5年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または信用部(電話:055-223-9
100 1.114.0614 EF 451 14T	631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
	の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
	にお申し出ください。
	山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	✓ 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下)
	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
	らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管ので、東京以外の弁護工芸の仲裁とフター等に手続を
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではなりません。具体的内容は上記エルジンな相談託まなけ
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。

大口定期貯金

(2025年1月1日現在)

玄	Д p /> th b ∧
商品名	・大口定期貯金
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・定型方式
	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年
	・期日指定方式
	1か月超5年未満
	, , , , .
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金
	継続)の取扱いができます。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1,000 万円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・ 個別日以後に一拍して払い戻しまり。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし
	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
	・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に
	分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点
	第4位以下切捨て)により計算します。
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(こ) 人利特却のまま	
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	_
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優の取扱いはできません。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてIAバンク
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	知等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
+ `^ /77//L n+ ^ To -17 / .	**************************************
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により計算した利息とともに払い戻します。
	(1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合
	次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは
	0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。
	A 解約日における普通貯金の利率
	B 約定利率-約定利率×30%
	C 約定利率- <u>(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)</u>
	預入日数
	なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通
	帳レスロ座の場合は JA バンクアプリに表示) の満期日まで新たに預入す
	るとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当
	組合所定の利率とします。

	(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合
	次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率
	が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率としま
	す。
	A 約定利率-約定利率×30%
	B 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数)
	預入日数
	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ
	とがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約
마스/III	利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 - 内芸も名
貯金保険制度	• 保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または信用部(電話:055-223-9
7.7.7.7.7.	631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
	の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
	にお申し出ください。
	山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	✓ 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
	らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。」
	大水一川 陸上本に初回日で、たらい。」
この仙女子しわて	・
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
事項	算します。

期日指定定期貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	・期日指定定期貯金
ご利用いただける方	個人のみ
期間	・最長3年
別り	The state of the s
	・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年
	までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはそ
	の1か月前までに当店に通知が必要です。)
	・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続ま
	たは元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入
	れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金
	(複利型)へ切り替わります。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・ 1 円以上 300 万円未満
(3)預入単位	・1 円単位
払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも
	払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上
	1円単位となります。
 利 息	
' ' =	
(1)適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし
	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2)利払頻度	・満期日に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算を
(3) 1137/312	します。
(4) 124	/ 0
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	_
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
17加できる付約事項	
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	●・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
	10 () 10 () 10 () 11
上 <i>公和化</i> 叶 今 15-17 :	*************************************
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	(2) 6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%
	(3) 1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50%
	(4) 1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%
	(5) 2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%
	(6)2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%
	ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下
	回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度	·保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:03-3581-2249)東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
		のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または 東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	算します。	D利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 をがないときは最長預入期限が満期日となります。

変動金利定期貯金<単利型>

(2022年11月29日現在)

商品名	・変動金利定期貯金<単利型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	1年、2年、3年
	・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが
	できます。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1 円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当
	JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月も
	のを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。
(2) 利払頻度	・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ご
	との応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率 [利率を変更し
	たときは変更後の利率]×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算しま
	す。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	フラケにより通帳レベロ座利用焼足が適用される射金口座の残局・八田金切
	かって、これを呼びくっていて、ケー・ロンバーが、これがいれている。
中途解約時の取扱い	
1 75/14/19/19 00 11/1/20	により計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 約定した預入期間が1年または2年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
	③ 1年以上2年未満 約定利率×70%
	ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
	は、その普通貯金利率によって計算します。
	(2) 約定した預入期間が3年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
Í	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回ると
	きは、その普通貯金利率によって計算します。
	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ
	とがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約
	利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険)
(Дилилу)	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
# l= tn = n # m 1 > 1 < n	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店または信用部(電話: 055-223-9
	631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
	に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
	の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
	にお申し出ください。
	山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	✓ 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下)
	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
	らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。」
	-
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。
	-

変動金利定期貯金<複利型>

(2022年11月29日現在)

本 口 夕	・変動金利定期貯金<複利型>		
商品名			
ご利用いただける方	・個人のみ		
期間	・3年		
	・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが		
	できます。		
預入方法			
(1)預入方法	・一括預入		
(2)預入金額	・1円以上		
(3)預入単位	・1円単位		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
利息			
(1) 適用金利	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当		
	JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月も		
	のを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。		
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。		
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算		
	をします。		
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。		
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
方法			
手 数 料	_		
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)		
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま		
	す。		
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳		
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた		
	だくサービス)がご利用になれます。		
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)		
	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。		
	約定した預入期間が3年の場合		
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率		
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%		
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%		
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%		
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%		
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%		
	ただし、②および⑥の利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき		
	は、その普通貯金利率によって計算します。		
貯金保険制度	・保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険		
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、		
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た		
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保		
	護されます。		

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 紛争解決措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
その他参考となる事項) の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
争垻	算します。	

定期積金<定額式>

(2022年4月1日現在)

元の
を行
_ , .
契約
<i>y</i> (7) (4)
じて
兑、
<i>,</i>
舎て)
ц •/
:保険
:保険 うち、
うち、

苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容		しては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9
		631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
		の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
		にお申し出ください。
		山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
		東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
		「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
		らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
		セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
		ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
		移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
		のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	(東京三弁護士会にお問合せください。」
		1
その他参考となる	・払込が遅延し	た場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。
事項	または契約	寺の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息を
	いただきまっ	t .
		日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割 日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割
	引金を計算し	します。
	・満期日以後の	D利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
詳しくけ窓口にお問い		

定期積金<目標式>

(2022年4月1日現在)

商品名	・定期積金<目標式>		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・期日指定方式		
	6か月以上5年以下		
払込方法			
(1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整)		
	・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。		
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。		
	なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の		
	残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行		
	います。		
(2) 払込金額	1回あたり1,000円以上		
(3) 払込単位	• 1 円単位		
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約		
	金を払い戻します。		
給付補填金			
(1) 適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。		
(2)支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。		
(3)計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて		
(-) 413124121	計算をします。		
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、		
	法人のお客さまは総合課税となります。		
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
方法			
手 数 料	_		
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)		
	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。		
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)		
	により計算した利息相当額とともに払い戻します。		
	(1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合		
	解約日における普通貯金利率		
	(2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合		
	契約時の約定利回り×60%		
	「ただし、解約日における普通貯金		
	利率を下限とします。		
貯金保険制度	・保護対象		
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険		
-	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、		
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た		
	すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保		
	護されます。		
	1		

苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	日用公主旧臣	しては、当 J A本支店または信用部(電話: 055-223-9
小小子所以1日巨V211石		631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
		の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
		にお申し出ください。
		山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
		東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
	l (「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
		「泉京二井暖工云」という)では、泉京め外の地域のお各様が「 らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
		セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
		ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
		移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
		のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
		東京三弁護士会にお問合せください。」
)
その他参考となる	払込が遅延し	た場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。
事項	または契約	寺の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息を
	いただきまっ	
		,。 ∃前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割
	引金を計算し	
	•	D利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
当41 くいかかりまた明り、	一 何別口以後のへ 1 コンスポント	クヤリ心ヤホクチホアコロにわける百世別並州竿により前昇しより。

定期積金<満期分散式>

(2022年4月1日現在)

	(2022 十五月1日発出)
商品名	・定期積金<満期分散式>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・2年、3年、4年、5年
払込方法	
(1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金
	を最終年の掛金として積立可能)
	・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。
	なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の
	残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行
	います。
(2) 払込金額	・ 1 個別口あたり 1 回につき 1,000 円以上
(3) 払込単位	1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一
14人分4	おして払い戻します。
給付補填金	JD C MY 広しよ 7 o
(1) 適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	・各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて
(3) 可昇刀伝	計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) ※の分離課税、
(4)忧 並	
	法人のお客さまは総合課税となります。
(こ) 人到は却のする	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	一 加工のおかをより1個人自由の担切と知るなっとよよ
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率)
1 34 67 64 - 5 - 7 1- 1	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により計算した利息相当額とともに払い戻します。
	(1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合
	解約日における普通貯金利率
	(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合
	契約時の約定利回り×60%
	ただし、解約日における普通貯金
	<u> 利率を下限とします。</u>
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。

苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容		しては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9
		631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
		の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
		にお申し出ください。
		山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
		東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
		「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
		らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
		セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
		ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
		移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
		のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
		東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	. t/ :ス -メ゙:▽Z-エ-1	
事項		テの約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息を
学 识	いただきまっ	
	_	り。 日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割
	引金を計算	
		, ,
	<u> </u>	D利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
- 詳しくけ窓口にお問い	今わせください	

積立式定期貯金<エンドレス型>

(2019年10月1日現在)

商品名	・積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	積立期限には定めがありません。
預入方法	
(1)預入方法	・自動振替により、1 か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(2)預入金額	・1回あたり1円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息	
(1) 適用金利	(個人)
	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 (法人)
(2)支払頻度 (3)計算方法	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 (個人)
	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 (法人)
(4)税 金	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	-
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。

T		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	_	

積立式定期貯金<満期型>

(2019年10月1日現在)

商品名	積立式定期貯金<満期型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
	- 四八やよい広八(凹件と占む。/
期間(建立物間)	C & F N L 1 0 左 N T
(積立期間)	・6か月以上10年以下
(据置期間)	・1か月以上3年以下
預入方法	
(1)預入方法	・自動振替により、1 か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期に
	より預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(2)預入金額	・1回あたり1円以上
(3)預入単位	• 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
1-1/2/1-1	・一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
利息	間入口、 7月間入口間のより 腕弁並入口が くじよ 7 。
	(個人)
(1) 週/用並利	(個人) ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、
	・各分割頂へ時にわける朔日指足足朔灯金の約足利率を適用します。だだし、 預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパ
	一定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。
	・なお、満期日前1年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日において
	すでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定
	日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。
	(法人)
	・各分割預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約
	定利率を適用します。
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	(個人)
	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日まで
	の期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>
	または大口定期貯金の計算方法を適用します。
	(法人)
	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、
/ //3	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	
方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	_
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
11704 くこ のおかりません	
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
1 > 6 77 61 = 1	の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。
<u> </u>	

苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容		しては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9
		631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等
		に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
		の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所
		にお申し出ください。
		山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)
		東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
		「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
		らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
		セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
		ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
		移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
		のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または
		東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	•満期日以後の	D利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
事項		

通知貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・通知貯金
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です)
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・50,000 円以上
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・解約時に一括して払い戻します。(ただし、解約する日の2日前までに当店に 通知が必要です。)
利息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・解約時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した 利息とともに払い戻します。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保 護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	_	

譲渡性貯金 (NCD)

(2019年10月1日現在)

商品名	・譲渡性貯金(NCD)		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・定型方式		
	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年		
	・期日指定方式		
	7日以上5年未満		
預入方法			
(1)預入方法	・一括預入		
(2)預入金額	・1,000 万円以上		
(3)預入単位	・1円単位		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
利息			
(1) 適用金利	・預入時の利率を満期日まで適用します。		
	・中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。		
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。		
	・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当		
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に		
(-) - 1 tota)	分割して支払います。		
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。		
	・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間		
	利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。		
(,) () (・満期日以後の利息は付きません。		
(4)税 金	・個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、		
	法人のお客さまは総合課税となります。		
(=) A ###### 0 = = =	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手	・金利は窓口にお問合せください。		
方法			
手数料			
付加できる特約事項	一		
中途解約時の取扱い	・満期日前には解約できません。		
	・保護対象外		
(公的制度)	KLHXV.3 XVV.1		
(— a 3 in 11 ~ /			

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用部(電話:055-223-9631)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下 「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	に通知し、 ます。 ・当 J A による ・期日前に売去	利息とともにのみ譲渡できます。この場合、あらかじめ当 J A 確認を受けなければなりません。権利の質入の場合もこれに準じる買取は行いません。 即された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初を下回る可能性があります。